

平成27年5月12日

各位

会社名 株式会社安川電機
代表者名 代表取締役会長兼社長 津田 純嗣
(コード:6506、東証第1部、福証)
問合せ先 広報・IR部長 林田 歩
(TEL.03-5402-4564)

定款の一部変更について

当社は、平成27年4月20日開催の取締役会において、本年6月18日開催予定の第99回定時株主総会を経て、コーポレート・ガバナンスの一層の充実の観点から、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決定し、同日付の「監査等委員会設置会社への移行について」の公表資料にて発表いたしました。

その際、決定次第お知らせとしておりました移行に伴う定款変更の内容につきまして、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月18日に開催予定の定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

経営者に対する取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、経営の健全性と効率性を高めるため、社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を有する監査等委員会設置会社に移行するべく、所要の定款変更を行うものです。

また、会社法改正によって責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更および取締役会のモニタリング機能強化の観点から、一部の定めの見直しを行うものであります。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
1 取締役会	1 取締役会
2 監査役	(削除)
3 監査役会	2 監査等委員会
4 会計監査人	3 会計監査人
第5条～第19条 (条文省略)	第5条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会 ならびに監査等委員会
(定 員)	(定 員)
第20条 本会社の取締役は、12名以内とする。	第20条 本会社の <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。
(新設)	② <u>本会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第21条 取締役は、株主総会において <u>これを選任する。</u>	第21条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
第22条 (条文省略)	第22条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第23条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>(招 集)</p> <p>第25条 取締役会を招集するには、会日より5日前までに各取締役および各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会を招集するには、会日より5日前までに各取締役に対しその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(議 長)</p> <p>第26条 (条文省略)</p>	<p>(取締役会の議長)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(決議方法)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② 本会社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 本会社は、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(顧 問)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議により、会社の重要事項を諮問するため顧問若干名を置くことができる。</p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した取締役が記名押印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置く。</p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 監査等委員会を招集するには、会日より5日前までに各監査等委員に対しその通知を発する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第31条 監査等委員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した監査等委員が記名押印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p>
<p>第31条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>第33条 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第34条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	(削除)
<p>(定員)</p>	
<p><u>第32条 本会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	(削除)
<p>(選任方法)</p>	
<p><u>第33条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席してなすことを要する。</u></p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p>	(削除)
<p><u>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(任期)</p>	
<p><u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p>(報酬等)</p>	
<p><u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	(削除)
<p>(招集)</p>	
<p><u>第37条 監査役会を招集するには、会日より5日前までに各監査役に対しその通知を発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p>(決議方法)</p>	
<p><u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p>(議事録)</p>	
<p><u>第39条 監査役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作り、出席した監査役が記名押印または電子署名を行ったうえ、その原本を10年間本店に備え置く。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第41条 <u>本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第42条～第45条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 計算</p> <p>第35条～第38条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年6月18日
定款変更の効力発生予定日	平成27年6月18日

以上